

(別紙)

## 令和6年度実地指導に基づく改善状況報告書

法人等名： 社会福祉法人 仁摩福祉会

番号	改善指示事項	改善状況
1	<p>【事業所名】 居宅介護支援事業所 しおさい</p> <p>1 文書で措置状況の報告を求めるもの</p> <p>事業所は、サービス提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対し、当該事業所の運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制、その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者から同意を得なければならない。しかしながら、貴事業者では記載すべき「虐待の防止のための措置に関する事項」の記載がなかったため、記載すること。</p> <p>(大田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第4条及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について第2の3 (2) )</p>	<p>1</p> <p>重要事項説明書の「6. サービス利用に関する留意事項」において、虐待防止対策について記載しました。詳細は別紙「重要事項説明書」のとおりです。</p>